

特別償却の付表（二十五）の記載の仕方

- 1 この付表（二十五）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第47条第1項《企業主導型保育施設用資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の34第1項《企業主導型保育施設用資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、企業主導型保育施設用資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した企業主導型保育施設用資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

また、この付表は、事業所内保育施設ごとに別葉に記載して提出してください。
- 2 「企業主導型保育施設用資産の種類1」は、企業主導型保育施設用資産が「建物」、「建物附属設備」、「構築物」又は「器具及び備品」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 3 「取得価額4」には、企業主導型保育施設用資産の取得価額を記載します。

ただし、その企業主導型保育施設用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 4 「割増償却率6」の分子は、次の企業主導型保育施設用資産の種類に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「15」
 - (2) 器具及び備品…「12」
- 5 「償却・準備金方式の区分8」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「事業所内保育施設の名称9」には、例えば「○○保育所」のように事業所内保育施設の名称を記載します。
 - (2) 「事業所内保育施設の区分10」は、法人が事業所内保育施設の新設又は増設をする場合には「新増設」を、それ以外の場合には「その他」を○で囲みます。

なお、「その他」の場合には、措置法第47条第1項（又は第68条の34第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。
 - (3) 「幼児遊戯用構築物等の有無11」は、新設又は増設をする事業所内保育施設とともに取得又は製作若しくは建設をする幼児遊戯用構築物等の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「無」の場合には、措置法第47条第1項（又は第68条の34第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。
 - (4) 「助成金の受領の有無12」は、事業所内保育施設における保育事業の運営費につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の受領の事実の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「無」の場合には、措置法第47条第1項（又は第68条の34第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。
 - (5) 「同上の助成金の交付を受ける期間13」には、「助成金の受領の有無12」が「有」の場合に法人が受領した助成金の交付を受ける期間を記載します。
 - (6) 「その他参考となる事項14」には、その資産が企業主導型保育施設用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。